国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(期末特別手当) 第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。ただし、法人法第17条第2項の規定により解任されたとき(同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。)は支給しない。	(期末特別手当) 第9条 (略)	
2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の150、12月に支給する場合においては、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。3~7(略)	2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の150、12月に支給する場合においては、100分の168.3を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。 3~7 (略)	

附 則 (平成28年12月5日経規程第48号)

この規程は、平成28年12月5日から施行し、平成28年12月1日から適用する。